

東松山市空き店舗対策事業補助金

東松山駅・高坂駅周辺のにぎわい創出のため、空き店舗に新規出店する個人、商店街団体等に補助金を交付します！

補助金の概要

※詳細についてはお問い合わせください。
※予算額に達した時点で受付終了となります。

対象空き店舗

市内の店舗等（店舗、倉庫、事務所その他の事業の用に供することができる建物）であって、次の要件を全て満たすもの。

- ① 補助対象区域（裏面）内に存すること。
- ② 過去に店舗等であった場合は使用されていない状態が3か月以上継続していること。その他の場合（新しい店舗等の場合）は使用されていない状態が1年以上継続していること。
- ③ 住居部分を有していないこと（住居の部分と明確に区別できる場合を除く）。
- ④ 街路事業等による物件移転が見込まれないこと。

補助対象者と対象事業

補助対象者	補助対象事業
① 商店街団体等	商店街の振興又は地域の活性化を図るために有用な事業
② 新規出店者 新たに商業等を営もうとする者 又は既に商業等を営む者（個人、法人、その他団体）	小売業・飲食業で以下の全てを満たすもの ※③創業者については小売業・飲食業以外も可
③ 創業者 （産業競争力強化法による特定創業支援等事業の証明を受けているもの）	・2年以上継続して営業するもの ・営業日が週4日以上あるもの ・営業時間に午前11時から午後2時までの3時間を含むもの ・風営法に規定する事業でないもの ・ひとつの建物で店舗面積が500㎡を超えないもの ・補助対象区域内の移転の場合に元の店舗を空き店舗にしないもの

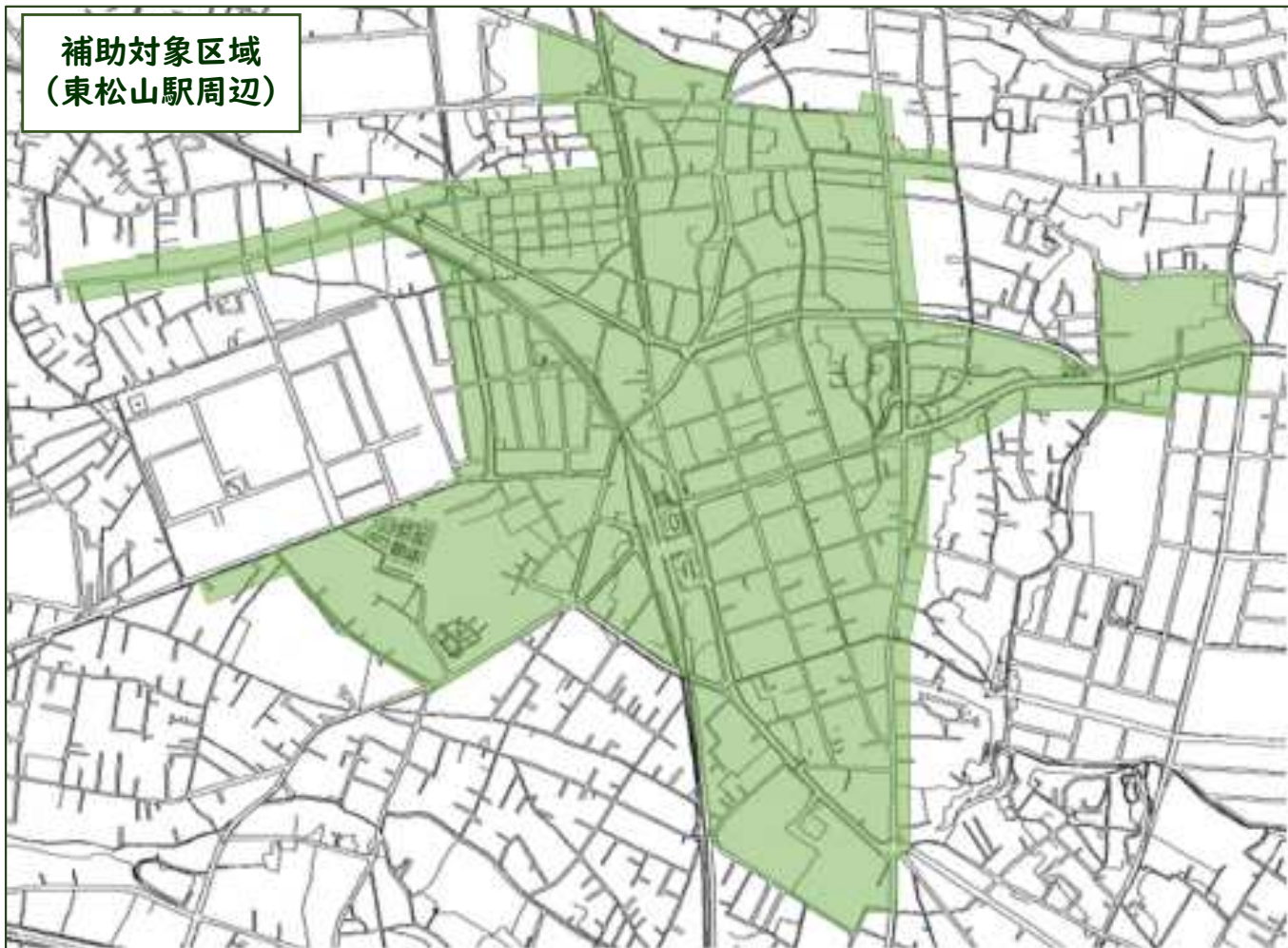
補助内容

経費区分	1階		1階以外	
	補助率	限度額	補助率	限度額
改修等費	1/2以内	60万円	1/3以内	40万円
賃借料	1/2以内	7万5千円×12か月	1/3以内	5万円×12か月

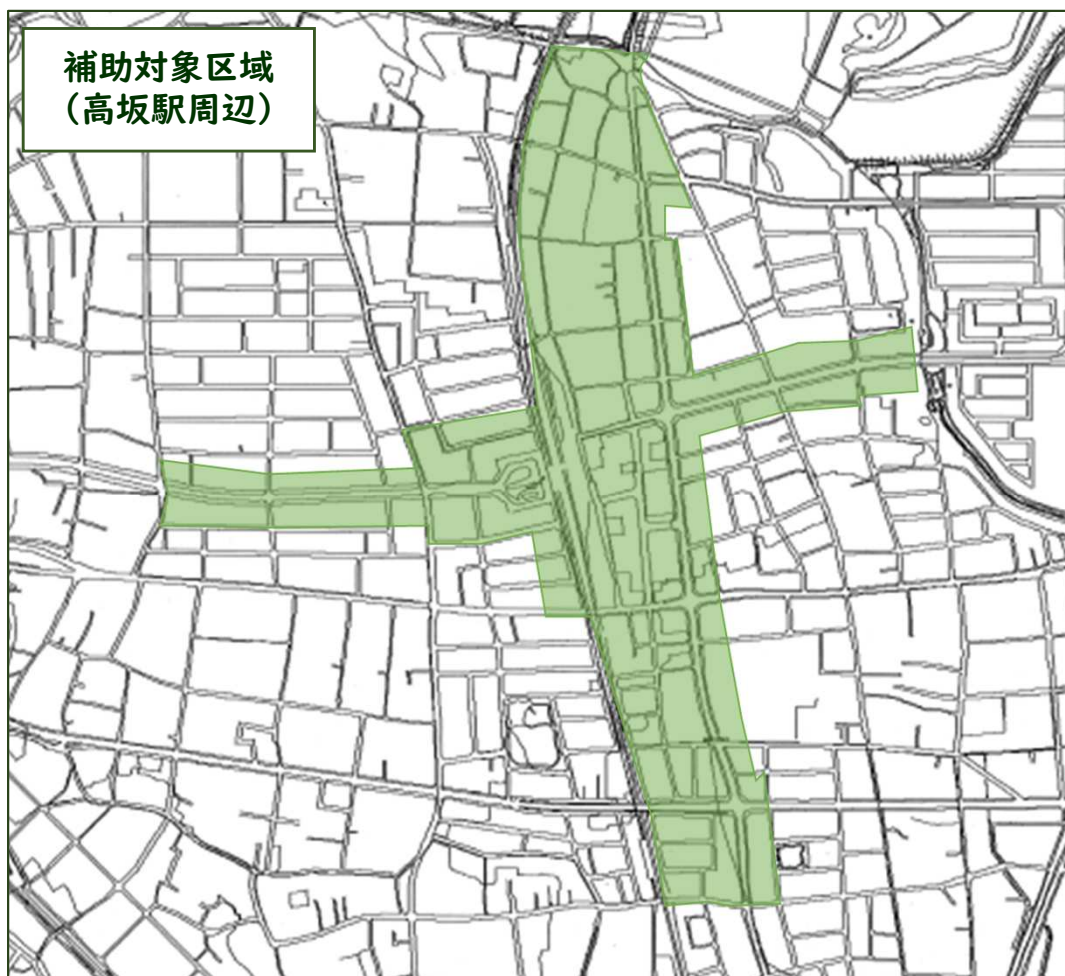
※補助対象事業を行う者の名義で契約し、自費負担する経費に限ります。

問合せ：東松山市商工観光課 TEL0493-21-1427（直通）

補助対象区域
(東松山駅周辺)



補助対象区域
(高坂駅周辺)



※ 区域境が道路上にある場合や、公共事業の整備等に伴い補助対象外となる場合等、対象区域の詳細についてはお問い合わせください。